

○ 端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件（平成六年郵政省告示第四百二十四号）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一・二 (略)</p> <p>三 使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない端末設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局の無線設備を使用する端末設備等</p> <p>四・五 (略)</p>	<p>一・二 (同上)</p> <p>三 使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない端末設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>1～3 (同上)</p> <p>4 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局の無線設備を使用する端末設備等</p> <p>四・五 (同上)</p>